

三条民商

三条民主商工会
 三条市興野 2-16-29
 TEL32-2710
 FAX32-2718
 2020年9月14日
 2434回

コロナ禍で減収となった事業者向けに
賃料の支援策があります！



今年5月から12月の売上高について、1か月で前年同月比マイナス50%以上、または連続する3か月の合計で前年同月比マイナス30%以上の事業者が対象です。事業のために借りている土地・建物の賃料（月額）の3分の2を6倍した金額が給付額の目安です。

申請はインターネットのみで、持続化給付金の申請と同じく事務所サポートしています。現在、申請は4件。まだ入金はありません。

申請期限は来年の1月15日です。

三条市

今年4月から9月分の事業物件賃料が補助の対象です。今年1月から9月の月別売上高で前年同月比50%以上減少した事業者と、減少率30%以上50%未満の事業者で補助割合が異なります。

減少率50%以上の事業者は各月4分の1相当額。減少率30%以上50%未満の場合は各月8分の1相当額。申請には、月別売上高と支払い賃料がわかる書類を用意してください。

申請期限は11月30日です。

加茂市

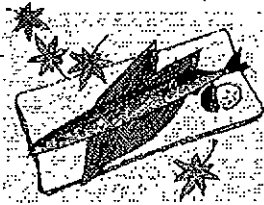
持続化給付金を給付された（または申請予定）事業者の事業物件賃料の2か月分（4、5月分）が補助されます。上限は10万円。

申請期限は来年の2月28日です。

アンケートへのご協力を
 お願いします

9月7日号の商工新聞と一緒に配布した「コロナウイルス感染症による商売への影響」についてのアンケートをお願いしております。

FAXで送る、集金と一緒に事務所に持参する、新聞配達の際に手渡すなどしていただくと助かります。



令和2年分の確定申告から青色特別控除額・基礎控除額が変わります

青色申告特別控除額 現行65万円→改正後55万円・基礎控除額 現行38万円→改正後48万円

	基礎控除	青色申告特別控除	昨年と比較して
白色申告	10万円 引上げ↑	-	所得控除額が増えます
青色申告 10万円控除	10万円 引上げ↑	10万円 (変わらず)	所得控除額が増えます
青色申告 書面提出	10万円 引上げ↑	55万円 (引下げ↓)	所得控除額は変わりません
青色申告で e-Taxの申告 電子帳簿保存	10万円 引上げ↑	65万円 (変わらず)	所得控除額が増えます

青色申告特別控除額については、さらに改正点があります。

e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行うと、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。

e-Taxで申請するためにはマイナンバーカードの取得と、ICカードリーダーまたはスマートフォンが必要です。

電子帳簿保存とは、単に弥生会計などパソコンソフトを使ってあればよいのではなく、一定の要件があります。

さらに、9月30日（水）までに税務署に承認申請書を提出しなくてはなりません。

詳しくは三条税務署、または国税庁ホームページで確認してください。

今月の法律相談

とき……9月24日（木）午後2時
 ところ……民商事務所
 工藤和雄 顧問弁護士による法律相談を行います。
 希望される方は民商事務所までご連絡ください。

記帳会のご案内

とき……10月17日（土）9時半～正午
 ところ……民商事務所
 顧問税理士の坂井建一さんが来られます。納税や仕訳で聞きたいことはありませんか？ 予約不要です。